

【写】

村上市における空家等の流通及び利活用促進に関する連携協定書

村上市（以下「甲」という。）と株式会社ネクスウィル（以下「乙」という。）は、村上市内における空家等の発生を抑制させるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の相互の連携、協力のもと、空家等の流通及び利活用を促進させることにより、良好な生活環境を保全し、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりとともに地域の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 空家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用されていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。
- 所有者等 空家等を所有又は管理する者をいう。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- 空家等の流通促進に関すること
- 空家等の利活用に関すること
- 空家等の所有者等との相談に関すること
- 訳あり不動産と利用者とのマッチングに関すること
- 空家等対策に必要な情報の共有及び発信に関すること
- その他、第1条の目的を実現するために必要な事項に関すること。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を通じて知り得た秘密について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後に第三者に漏えいしてはならない。ただし、事前に本人の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、本協定に基づく業務において個人情報を取り扱う場合、関係法令を遵守し、管理する。

2 甲は、乙より個人情報の提供を受けた場合、個人情報の保護に関する法律及び村上市個人情報保護法施行条例を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱う。

（法令の遵守）

第7条 本協定に基づく業務の実施にあたり、甲及び乙は、関係法令を遵守するものとする。

（合意管轄裁判所）

第8条 本協定に係る訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日までに甲又は乙のいずれかから何らかの申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第10条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができるものとする。

（疑義等の決定）

第11条 本協定に定めのない事項、本協定の内容変更が必要な事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年4月13日

甲 新潟県村上市三之町1番1号

村上市長 高橋 邦 芳

乙 東京都港区新橋5丁目10番5号 PMO新橋II10F
株式会社ネクスウィル

代表取締役 丸岡 智 幸